

令和8年度

社会資本整備総合交付金
町道3004号線交差点改良工事

特 記 仕 様 書

町道3004号線・3033号線・2154号線

長生郡長柄町 高山 地先

長柄町

第1章 総 則

第1条 適 用

1. この特記仕様書は、土木工事共通仕様書（最新版）（以下「共通仕様書」という。）という特記仕様書で、本工事の施工に適用する。
2. 本工事の施工にあたっての一般的事項は、共通仕様書によるものとする。

第2条 工期

工期は、雨天、休日等を見込み、令和9年3月19日とする。

なお、休日には、日曜日、祝日、年末年始及び作業期間内の全ての土曜日を含んでいる。

第3条 施工管理

本工事の施工管理は、千葉県土木工事施工管理基準（最新版）及び規格値によるものとする。工事写真管理は、千葉県写真管理基準によるものとする。

第4条 設計図書の照査等

受注者は施工前に、自らの負担により契約書に係る設計図書の照査を行ない、監督職員に照査内容について報告しなければならない。

該当する事実がある場合は、監督職員にその事実が確認できる資料を書面により提出し、確認を求めなければならない。

第5条 工事用地等の使用

1. 受注者は、発注者から使用承認あるいは提供を受けた工事用地等は、善良なる管理者の注意をもって維持・管理するものとする。
2. 受注者は、工事の施工上必要な土地等を第三者から借用または買収したときは、その土地等の所有者との間の契約を遵守し、その土地等の使用による苦情または紛争が生じないように努めなければならない。
3. 受注者は、提供を受けた用地を工事用仮設物等の用地以外の目的に使用してはならない。

第6条 工事の下請負

受注者は、下請負に付する場合には、共通仕様書に掲げる要件をすべて満たさなければならない。

第7条 建設副産物

1. 共通事項

- 1)「千葉県建設リサイクル推進計画2016ガイドライン」に基づき、本工事に係る「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促進計画書」を「建設副産物情報交換システム（COBRIS）」により作成し、施工計画書に含め各1部提出すること。また、計画の実施状況（実

績)については、「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」並びに「建設副産物情報交換システム工事登録証明書」を同システムにより作成し、各1部提出するとともに、これらの記録を工事完成後一年間保存しておくこと。

◎作成対象工事

「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促進計画書」は請負金額が、「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」並びに「建設副産物情報交換システム工事登録証明書」は最終請負金額が100万円以上の全ての工事について建設資材の利用、建設副産物の発生・搬出の有無にかかわらず作成する。

- 2)「建設副産物の処理基準及び再生資材の利用基準」に基づき、建設副産物の処理に先立ち、「建設副産物処理承認申請書」を作成し、監督職員の確認を受け、同申請書を1部提出すること。なお、建設廃棄物の処理を委託する場合は、収集運搬又は処分について許可業者と各々建設廃棄物処理契約を締結し、「建設廃棄物処理委託契約書」を監督職員に提示するとともに、同契約書の写しを同申請書に添付すること。建設副産物の処理完了後速やかに、「建設副産物処理調書」を作成し、1部提出するとともに、実際に要した処理費等を証明する資料(受入伝票、写真等)を監督職員に提出し確認を受けること。
- 3)建設廃棄物の処理に当たって、産業廃棄物管理票制度に基づく紙マニフェスト方式による場合は、原則として複写式伝票のD票及びE票の写しを提出すること。また、電子マニフェスト方式による場合は、原則として廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき指定された情報処理センターが発行する当該工事のマニフェスト情報を収録した電子媒体又は建設廃棄物の引渡し時、運搬終了時及び処分終了時に登録される情報を印刷したもの(受渡確認票等)を提出すること。

2. 建設発生土

1)対象無し

3. 建設廃棄物

- 1)本工事により発生する路盤廃材は、東金市小野地先、片道運搬距離27.3kmの(有)地引組に運搬し、処分するものとする。
- 2)本工事により発生するアスファルト廃材は、長柄町針ヶ谷地先、片道運搬距離4.9kmの太陽建設(株)ながら合材センターに運搬し、処分するものとする。
- 3)本工事により発生する無筋Co廃材は、東金市小野地先、片道運搬距離27.3kmの(有)地引組に運搬し、処分するものとする。
- 4)本工事により発生する有筋Co廃材は、東金市小野地先、片道運搬距離27.3kmの(有)地引組に運搬し、処分するものとする。
- 5)本工事より発生する舗装版切断廃材は、八千代市吉橋地先、片道運搬距離45.0kmの千葉丸辰道路(株)八千代工場に運搬し、処分するものとする。

運搬に先立ち受け入れ条件等を確認し、監督職員に報告するものとする。工事発注後、事情により上記の指定処理により難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

第8条 建設リサイクル法

1. 特定建設資材の分別解体等・再資源化等の適正な措置

1) 本工事は、「建設工事に係る再資源化等に関する法律（平成 12 年法律第 104 号）以下「建設リサイクル法」という。」に基づく対象建設工事であり、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

なお、建設工事請負契約書「6. 解体工事に要する費用等」については、契約締結時に発注者と受注者の間で確認される事項であるため、発注者が明示した事項と別の方法であった場合でも変更の対象としない。

ただし、工事発注後明らかになったやむを得ない事情により、予定した条件により難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

2) 受注者は、特定建設資材の分別解体等・再資源化等が完了したときは、建設リサイクル法第18条に基づき、以下の事項を書面に記載し、監督職員に報告することとする。

- ①再資源化等が完了した年月日
- ②再資源化した施設の名称及び所在地
- ③再資源化等に要した費用

なお、その書面は、「建設副産物情報交換システム（COBRIS）」を用いて作成した再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書によることができる。

2. 受注しようとする建設業者からの事前説明に関する事項

1) 建設リサイクル法第12条で、対象建設工事を受注しようとする建設業を営む者は、発注者に対し対象建設工事の届出に関する事項を記載した書面（説明書）を提出し説明を行うこととする。

2) 説明書の提出は、契約に先立って行うこととする。

3) 説明書は施工計画書に添付するものとする。

第9条 段階確認

受注者は、以下のとおり共通仕様書に記載のあるものの他、必要と認められるものについて、施工計画書に明示するとともに、監督職員と協議の上、段階確認を受けなければならない。

種 別	細 別	確 認 時 期
舗装工（下層路盤）		ブルーフローリング実施時

第10条 工事中の安全確保

1. 工事の施工にあたっては、「道路工事保安施設設置基準」に基づき適切な交通管理を行うものとする。ただし、これによりがたい場合は監督職員と協議するものとする。

2. 工事実施期間中は、公道の出入口等に誘導員を必要に応じて配置させ安全確保に努めなければならない。

3. 工事期間中は、安全確保のため保安要員を巡回させ、道路灯、バリケード等保安施設の保安点検を行うものとする。

4. 工事の施工に際し、地下埋設物件等が予想される場合は、その管理者と現地立会のうえ、当該物件の位置、深さ等を確認し、保安対策について十分打合せを行い、事故の発生を防止しなければならない。
5. 受注者の責により地下埋設物件等に損害を与えた場合は、速やかに監督職員に報告するとともに関係機関に連絡し応急措置をとり、受注者の負担によりこれを補修しなければならない。
6. 埋設物件等の管理者不明のものがある場合は、監督職員に報告し、その処置については占用企業者全体の立会を求め、管理者を明確にしなければならない。
7. 工事期間中に配置する交通整理員及び誘導員は下記のとおりとする。

工 種	作業区分	交通誘導警備員	備 考
工事施工期間中	昼間作業	2 人	交替要員なし

第11条 工事現場管理

受注者は、工事の施工にあたっては、次の事項を遵守するものとする。

1. 積載重量制限を越えて土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。
2. さし枠装着車、不表示車等に土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。
3. 過積載車輛、さし枠装着車、不表示車等から土砂等の引き渡しを受ける等過積載を助長することのないようにすること。
4. 取引関係のあるダンプカー事業者が過積載を行い、又はさし枠装着車、不表示車等を土砂等運搬に使用している場合は、早急に不正状態を解消する措置を講ずること。
5. 不法・違法無線局（不法パーソナル無線）を設置したトラック、ダンプカー等を工事現場に立ち入らせないこと。
6. 建設機械に係る燃料については、適正なものを使用し、不法な燃料（重油に灯油を混入した燃料等）は絶対に使用してはならない。

以上のことにつき、下請業者にも十分指導すること。

第12条 事業損失防止施策

工事施工期間中は、地山の変動、湧水等の動態には十分注意し、地盤沈下、振動、移動等の測定及び沿道、近隣工作物等の事前事後調査等の結果、近隣に影響をおよぼす恐れがある場合は、速やかに監督職員にその旨を報告し、その指示を受けるものとする。

ただし、これによりがたい場合は監督職員と協議するものとする。

第13条 環境に配慮した工事の実施計画

受注者は、千葉県が運用を開始している環境マネジメントシステムの構成要素をなす「公共工事における環境影響の低減」を推進し、達成するため施工計画書“環境対策”内に、独立した項目として「環境に配慮した工事実施計画」について記載するものとする。工事実施にあたっては、騒音防止及び排気ガス対策を施した機械を使用するものとし、これによりがたい場合は監督職員の承諾を得なければならない。

第14条 環境対策等

1. 本工事で使用する軽油については、JIS 規格軽油を使用すること。
2. 受注者は、県税事務所がその他の機関と合同で行う建設機械及び本工事に係る車両等を対象とする燃料の抜取調査に対しては、監督職員の指示により協力しなければならない。
3. 工事施工にあたっては、騒音・振動の軽減に努め、低騒音型及び排気ガス対策を施した機械を使用するものとし、これにより難しい場合は監督職員の承諾を得なければならない。

第2章 材 料

第15条 材料等

受注者は、施工計画書に主要資材一覧とともにその品質を証する資料を提出し、監督職員の確認を受けること。

第16条 海外材料

JIS規格が定まっている建設資材のうち、海外においてJIS認定工場以外で生産された建設資材を使用する場合は、(一財)土木研究センターまたは(一財)建材試験センターが発行する海外建設資材品質審査証明書を提出するものとする。

第17条 コンクリート

コンクリートは、レディーミクストコンクリートを原則とし下記の仕様によるものとする。

用 途	呼び強度 (N/mm ²)	スランプ [°] (cm)	粗骨材の最 大寸法(mm)	セメントの 種類	W/C の 上限規定
基礎コンクリート	18	8	25(20)	高炉 B	60%以下
集水枥 (嵩上げ)	18	8	25(20)	高炉 B	60%以下
中央分離帯 表層	18	8	25(20)	高炉 B	60%以下

ただし、高炉セメントによりがたい場合等については、監督職員と協議しなければならない。

第18条 盛土材及び埋戻し材

1. 本工事に使用する土砂は、鴛谷ストックヤードより採取し使用するものとする。
なお、上記により難しい場合は監督職員と協議するものとする。

第3章 施 工

第19条 一般施工

1. 工事着手前に工事区域内及びその周辺について状況調査を実施し、状況を十分に把握しておくこと。また、施工に当り既設構造物には十分に配慮し実施するものとする。
2. 本工事の設計趣旨を十分理解し、上記をふまえて良好な施工に努めなければならない。
3. 本工事の施工を行う前に現況調査を行い、それに基づき平面、縦断、横断について検討を行うものとし、その結果については監督職員の承諾を得るものとする。
4. 本工事の施工にあたりバックホウ、移動式クレーン、ブルドーザを使用する場合は、ISO 規格に準拠した操作方法である標準操作方式の建設機械を使用すること。

第20条 舗装版の切断時に発生する排水の適正な処理

舗装版切断作業に伴い、切断機械から発生する排水については、排水吸引機能を有する切断機械等により回収するものとする。回収された排水については、地方公共団体の取扱規則等に基づき適正に処理するものとし、必要と認められる経費については、変更契約できるものとする。

「適正に処理」とは、「廃棄物処理及び清掃に関する法律」に基づき、産業廃棄物の排出事業者が産業廃棄物の処理を委託する際、適正処理のために必要な廃棄物情報（成分性状等）を処理業者に提出することが必要である。

なお、受注者は、排水の処理に係る産業廃棄物管理票（マニフェスト）について、監督職員から請求があった場合は提示しなければならない。

第4章 その他

第21条 震災対策

1. 地震発生等の天災に備えて、あらかじめその対応策を定めておくものとする。
2. 地震予知情報等が発令された場合は、直ちに工事を中断し、その情報に応じた適切な保全措置を講ずるものとする。

第22条 要望・苦情に対する対応

受注者は、地元住民及び第三者からの要望・苦情に対しては親切丁寧に対応し、その内容をただちに監督職員に報告すること。

第23条 付則

仕様書に定めのない事項や、内容に疑義が生じた場合には、監督職員と協議して処理するものとする。